

飯能市

創業支援補助金

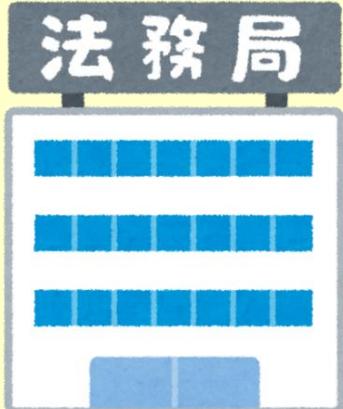
飯能市では、地域の創業を支援し、地域経済の活性化や雇用の創出、商工業の振興につなげるため、法人設立する際に必要な定款認証や登記費用等の諸費用、また個人事業主が起業・創業する際に必要な設備・備品等や広報費に対して「飯能市創業支援補助金」を交付しています。

法人の場合

最大 20万

対象経費

- ・定款認証費用
- ・登記費用
- ・印鑑証明及び
商業登記簿謄本取得費用
- ・法人設立に係る
司法書士等への報酬



個人事業主の場合

最大 5万円

女性・若者の場合

最大 7.5万円

対象経費

- ・設備・備品等購入費
- ・広報費



受付・申請

飯能商工会議所 中小企業相談所

TEL：042-974-3111（代表）

所在地：飯能市本町1-7

営業時間：9:00～17:00

※飯能市産業振興課においても相談等お問い合わせいただけます。

TEL：042-986-5083（産業振興課直通）

創業・起業される方を

飯能市は応援します！

飯能市創業支援補助金 募集要項

※令和7年4月1日改正

補助金交付対象者

- ①【法人】飯能市内で法人設立する方、
または法人成りする方
- 【個人】飯能市内で創業する方
- ②市税に未納がない方
- ③認定創業支援計画に基づいた飯能商工会議所の
指導を受け、会員となることが確約できる方

対象業種

建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、
情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、
不動産業、物品販賣業またはサービス業
その他、商工会議所会頭が不適切と認める事業で
ないこと

提出書類

- ①申請書（様式第1）
- ②宣誓書（様式第1—別紙）
- ③代表者の納税証明書（市税に未納のない証明）
- ④【法人】商業登記簿謄本
 - 【個人】飯能市で開業したことが証明できるもの
例)・税務署へ電子申請した開業届の写し、
および受信通知
・埼玉県や飯能市へ提出した開業届の写し
 - ⑤法人設立又は個人創業に要した費用を証明する
書類（領収書及び納品書）の写し
※【個人】の場合、設備・備品等の写真を添付
 - ⑥通帳の写し【法人】法人名義のもの
【個人】申請者名義のもの
 - ⑦その他商工会議所会頭が必要と認める書類

補助金交付までの流れ

1. 商工会議所へ相談



2. 補助金交付申請書提出

交付決定通知受領

3. 補助金交付



4. 商工会議所へ3年間実績報告書を提出

※交付申請は、創業日から1年以内にすること。

※実績報告期間内の実績報告義務の不履行および、
商工会議所会員の脱会は補助金の返還対象となります。

補助金額・補助率

	法人	個人事業主
限度額	20万円	一般 5万円 女性・若者※ 7.5万円
補助率		100%

※申請年度の4月1日時点での年齢が40歳以下の方

対象経費

- 【法人】①定款認証に必要な費用
②登記申請時に必要な費用
③印鑑証明書及び商業登記簿謄本の取得費
④法人設立に係る司法書士等の報酬費

【個人】①設備・備品等費

※中古品、汎用性があり事業目的外使用に
なり得るもの、設置工事等を伴うなど不動産と
一体化する設備・備品は対象となりません。

②広報費

パンフレット、チラシ、ホームページ等の
広報媒体の作成、印刷製本など。

受付・申請

飯能商工会議所 中小企業相談所

TEL: 042-974-3111 (代表)
所在地: 飯能市本町1-7
営業時間: 9:00~17:00
※飯能市産業振興課においても
相談等お問い合わせいただけます。
TEL: 042-986-5083 (産業振興課直通)

飯能市は



を応援します！